

## 日下川浸水対策調整会議規約

### (目的)

第1条 日下川浸水対策調整会議（以下、会議という。）は、国・県・村が連携し、日下川の浸水被害を防止・軽減するため、技術的な検討を行い、具体的な対策メニューの絞り込みを行い日下川総合内水対策計画を策定することを目的とする。また、策定された計画に基づいて実施する対策について、定期的に関係機関と確認及び調整を行い、必要に応じて改訂を行うことを目的とする。

### (会務)

第2条 会議は、第1条の目的を達成するため、次のことを行う。

- 1 近年の浸水状況の検証
- 2 浸水対策メニューの検討
- 3 浸水対策メニューの取り組み状況の確認
- 4 浸水被害発生時の検証
- 5 その他会議で必要と認めた事項

### (組織)

第3条 会議は別表—1に掲げるもの（以下「委員」という。）によって組織する。

### (会議)

第4条 会議は、定例会及び臨時会、その他各委員が必要と認めたときに開催する。

定例会：年1回、取り組み状況及び今後の予定を報告する。

臨時会：浸水被害が発生した場合、その調査結果等を報告する。

なお、浸水対策に係る検討は随時行うこととする。

### (事務局)

第5条 会議の事務を処理するために、高知河川国道事務所及び高知県河川課に事務局を置く。

### (規約の改正)

第6条 本規約を変更する必要があると認めたときは、会議の議決により、これを行うことができる。

### (雑 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、各委員が会議に図って定める。

附則 この規約は、平成28年8月25日から実施する。

平成26年9月1日改定（第4条 臨時会開催時期 追加）

平成28年8月25日改定（第1条 目的追加）

■日下川浸水対策調整会議 委員

所属	役職
国土交通省四国地方整備局 河川部	河川調査官
国土交通省四国地方整備局 高知河川国道事務所	事務所長
高知県	河川課長
高知県 中央西土木事務所	事務所長
日高村	日高村村長